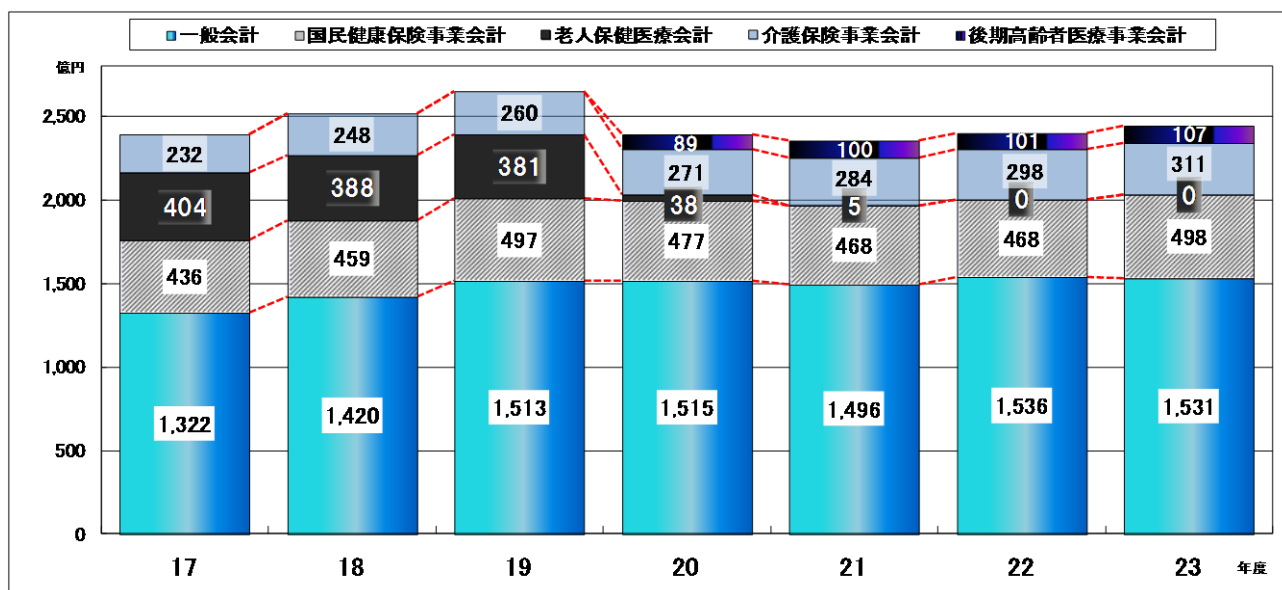


1-5 決算額の推移

(1) 各会計別決算額（歳出）の推移



※ 老人保健医療会計は、平成 22 年度で終了しました。

[各会計の状況]

○一般会計

一般会計の歳出決算額は、平成 17 年度から増加傾向（平成 21 年度除く）にありましたが、平成 23 年度では 1,531 億円と、5 億円ほど減少したものの平成 22 年度とほぼ同じ規模となりました。歳入・歳出の状況については、次の『(2)一般会計』の項目をご覧ください。

○特別会計

国民健康保険事業会計は、平成 20 年度の後期高齢者医療制度発足により減少に転じていましたが、平成 23 年度には 498 億円となり、後期高齢者医療制度発足前の規模を超える歳出決算額となりました。主な減としては、老人保健拠出金が 1 億円減少しました。主な増としては、被保険者にかかる保険給付費が 6 億円増加、共同事業拠出金が 12 億円増加、後期高齢者納付金が 7 億円増加、介護納付金が 2 億円増加しました。

介護保険事業会計は、毎年度 4～5%の幅で歳出決算額が伸び続けています。平成 23 年度は、前年度に比べて、歳入決算額が 4.4%増加し、歳出決算額は 4.5%増加しました。主な要因としては、歳入決算額のうち、国庫支出金、支払基金交付金、都支出金がそれぞれ前年度決算額より 2～4%伸びたこと、歳出決算額のうち、保険給付費が前年度決算額より 4.8%伸びたことがあげられます。

後期高齢者医療事業会計は、平成 20 年度の発足から 4 年目で、ほぼ 100 億円規模で推移していましたが、平成 23 年度は 107 億円となりました。歳出決算額のうち、実施主体である東京都後期高齢者医療広域連合への納付金が主な支出で、前年度より 4 億円増加して 98 億円となりました。また、歳入決算額では、医療保険料と繰入金が主な収入となっています。

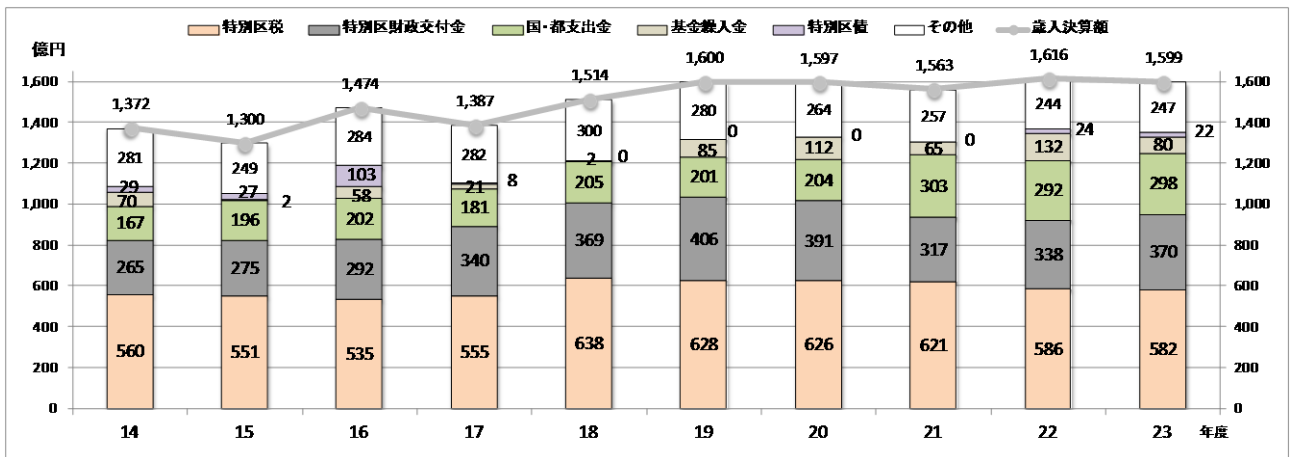
(2) 一般会計

〔歳入の状況〕

歳入決算額は、過去10年間で増減を繰り返しながらも少しずつ規模が大きくなっており、平成23年度は1,599億円となりました。歳入決算額を多い科目順に並べると、特別区税、特別区財政交付金の順で、その規模は全体の59.5%となり、次いで国庫支出金、繰入金、都支出金の順となりました。【図-1】

平成23年度は、平成22年度に引き続き特別区債を発行しました。【図-3】

【図-1 平成23年度歳入決算額と主な収入構成の推移】…1-2歳入の状況に円単位で掲載。(4頁)



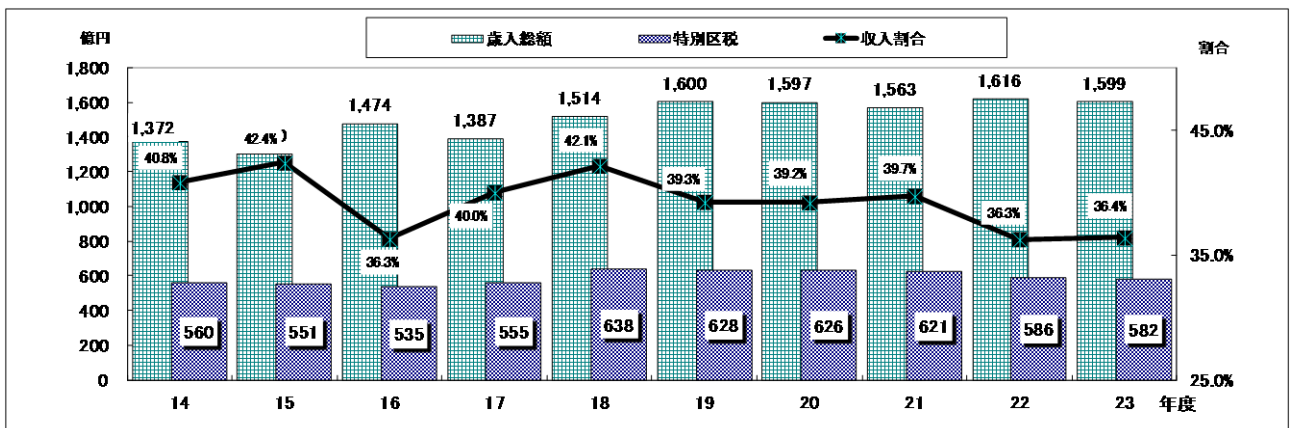
歳入決算額のうち、特別区税、特別区財政交付金、国庫支出金、都支出金、基金繰入金、特別区債をあわせた規模は、【図-1】のとおり歳入決算額に比例して推移しました。

このうち、基金繰入金と特別区債については、各年度の財政計画などにより基金からの取崩しや区債の発行を行うため、特別区税など他の収入とは違った推移となりました。

基金繰入金と特別区債を除く特別区税などをあわせた規模は、概ね1,000億円から1,200億円で推移しました。

■特別区税

【図-2 特別区税の推移】

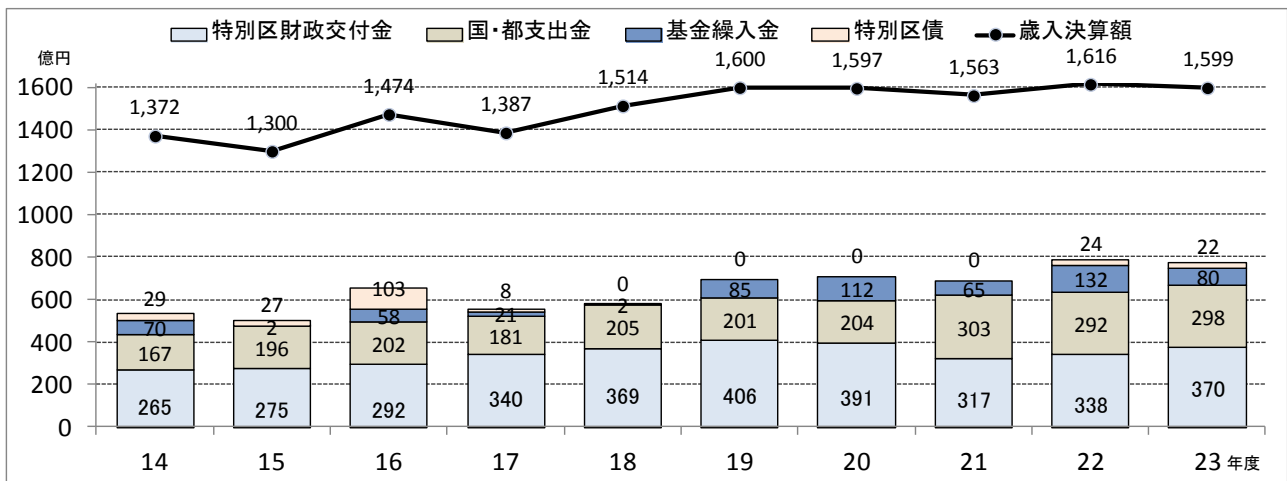


○ 特別区税は、特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税で構成されていますが、その9割以上を特別区民税が占めています。平成18年度以降景気の低迷等により漸減傾向にあります。

成 23 年度はさらに厳しさを増し、特別区民税が現年課税した調定額は、前年度比較で 11 億円減少しました。そうした中、収入額を調定額で除した対調定収入率(現年課税)は、平成 22 年度と同等の割合に留まり 540 億円の収入となりました。このほか、滞納繰越分で 11 億円を収入しました。

■特別区財政交付金など

【図-3 特別区財政交付金、国・都支出金、基金繰入金、特別区債の推移】



※特別区財政交付金とは、東京都が都税として徴収する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税の調整3税を原資に、東京都と特別区の仕事の分担により配分しているものです。(平成 23 年度 特別区 55%：都 45%)

※国庫支出金及び都支出金とは、特定の事業に充てるため、一定条件により国または東京都から支出されるもので、それぞれ負担金・補助金・委託金があります。

- 特別区財政交付金は、交付金の原資となる市町村民税法人分が景気低迷の影響を受け平成 21 年度に大幅減となりました。平成 23 年度は、急激な景気悪化の影響が前々年度に比べ緩和しつつあることなどにより、杉並区への交付額は 32 億円の増となりました。
- 国庫支出金は、子ども手当費負担金が前年度比 5 億円増、生活保護費負担金が前年度比 11 億円増などにより、国庫負担金が 12 億円の増となる一方、国庫補助金は都市整備費補助金の減などにより前年度に比べて 4 億円の減となりました。その他、都支出金では、前年度の国勢調査事業に対する都委託金が減になるなど 1 億円減少しました。
- 平成 19 年度以降は、それまでに比べて基金繰入の額が増えています。平成 23 年度の基金繰入金のうち、財政調整基金は 46 億円、施設整備基金は 31 億円を取り崩しました。
- 平成 23 年度は、井草中学校の改築、大宮前体育館の移転改築、高井戸地域区民センター・高齢者活動支援センター・高井戸温水プールの改修などに充てるため、特別区債の発行を 22 億円行いました。

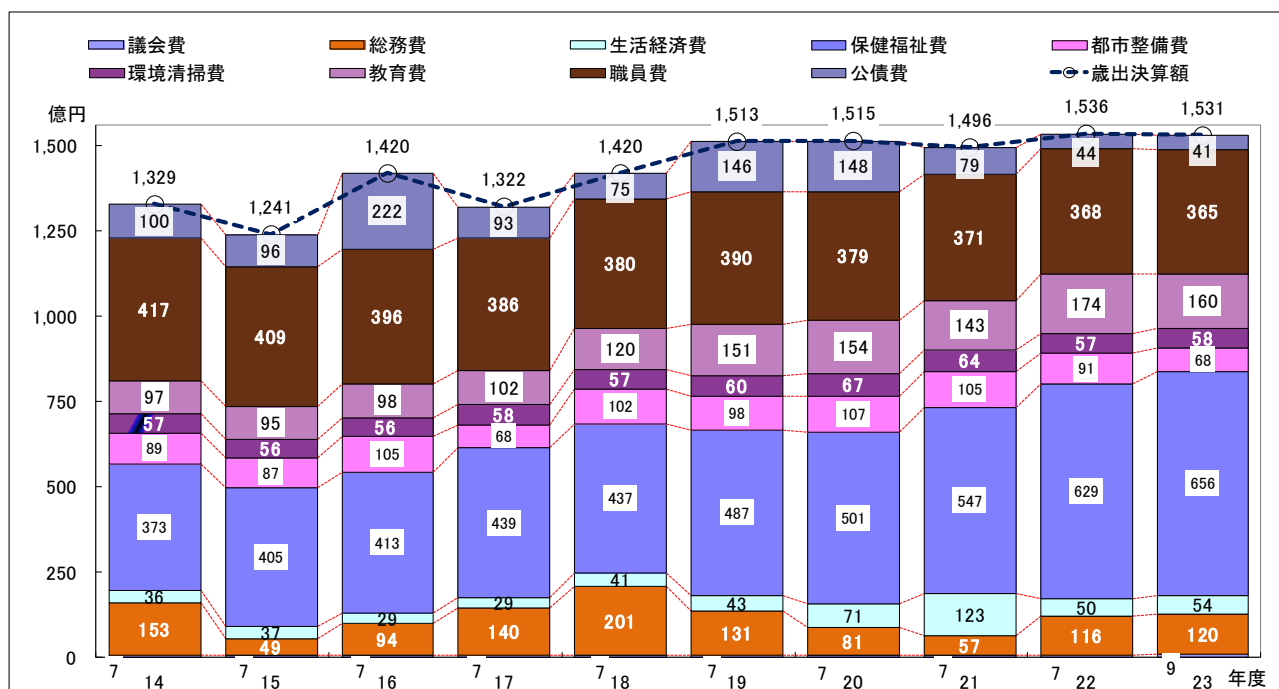
〔歳出の状況〕

【図－4の歳出決算額の推移】によると、平成15年度以降緩やかに上昇しながらも、過去10年間で最大の決算額となった平成22年度に次ぐ1,531億円となりました。

平成23年度も生活保護費(6億円増の147億円)や子ども手当支給(8億円増の73億円)などの社会保障関係の需要が増加する財政状況でしたが、子育て支援、プレミアム付区内共通商品券(なみすけ商品券)発行の継続支援、区立小中学校の普通教室への空調機設置など様々な取り組みを行いました。(第3主要施策の成果、第4－2歳出決算一覧を参照)

■歳出決算額（款別）

【図－4 歳出決算額（款別）の推移】

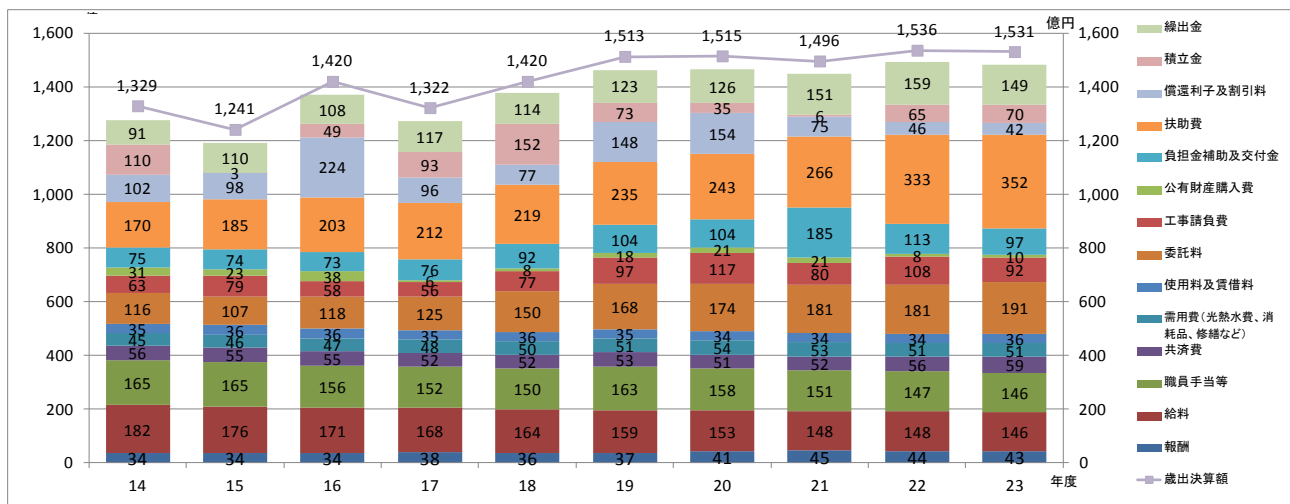


- 平成23年度の款（構成割合）を多い順に並べると、保健福祉費42.9%、職員費23.8%、教育費10.4%、総務費7.8%、都市整備費4.4%、環境清掃費3.8%、生活経済費3.6%、公債費2.7%、議会費0.6%となりました。(100%となるよう調整しています)
- 款別の推移では、保健福祉費、教育費及び生活経済費が増加傾向にあります。平成14年度を100とした平成23年度では、保健福祉費が175.9、教育費が165.2、生活経済費が149.7と大きく増加しています。
一方、職員費と公債費は、減少傾向にあります。平成14年度を100として、平成23年度では、職員費が87.5、公債費が41.2となりました。
- 平成21年度的生活経済費が増加していたのは、定額給付金78億円を支給したため、平成23年度の保健福祉費が増加したのは、増加を続ける生活保護費や子ども手当73億円の支給を含んでいることなどによるためです。

- 職員費は、職員数の削減などの理由により毎年度減少し 365 億円となり、平成 14 年度と比べて 52 億円減少しました。
なお、平成 23 年度の常勤職員数は 3,654 人で、平成 14 年度と比べて 837 人減少しました。
(4 月 1 日現在)
- 歳出決算額に占める職員費の割合は、平成 14 年度の 31.4%から 7.6 ポイント低い 23.8%に減少しました。
- 公債費は、平成 16 年度、平成 19 年度、平成 20 年度に減税補てん債の償還を行ったため増大しました。
- 平成 23 年度は、過去に発行した特別区債を 19 億円繰上げ償還したことにより、平成 23 年度末の特別区債残高は、152 億円となりました。

■歳出決算額（節別）

【図—5 歳出決算額（節別）の推移】



※節のうち、災害補償費、賃金、報償費、旅費、交際費、原材料費、役務費、備品購入費、貸付金、補償補填及賠償金、投資及出資金、公課費については、億円単位での推移を表示できないため除いています。

- 義務的経費のうち扶助費の歳出総額に占める割合は、平成 14 年度の 12.8%に対し、平成 23 年度では 23.0%と 10.2 ポイント増加しました。前年度比較では 1.3 ポイント、金額にして 19 億円増の 352 億円となりました。主な内容は、子ども手当に 73 億円(8 億円増)、生活保護費に 146 億円 (6 億円増)、障害者自立支援サービスに 47 億円 (4 億円増)、心身障害者福祉手当等に 11 億円 (増減なし) などです。() 内は前年度比較
- 給料、職員手当等、共済費のうち、給料と職員手当等が過去 10 年間で減少傾向にあります。平成 23 年度の給料などの合計金額は 350 億円で、平成 14 年度に比べて 53 億円減っています。
- 委託料は、平成 18 年以降、施設維持管理や新規事業委託などのため増加傾向が続いています。平成 22 年度は前年度と同額でしたが、平成 23 年度は 10 億円増の 191 億円になりました。主な内容は、ペットボトル、古紙、びん、缶、プラスチック製容器包装の回収及び資源化に 16 億円、杉並公会堂 (PFI 事業) に 9 億円、予防接種に 6 億円、がん検診に 4 億円などとなっています。

(3) 国民健康保険事業会計

〔制度のあらまし〕

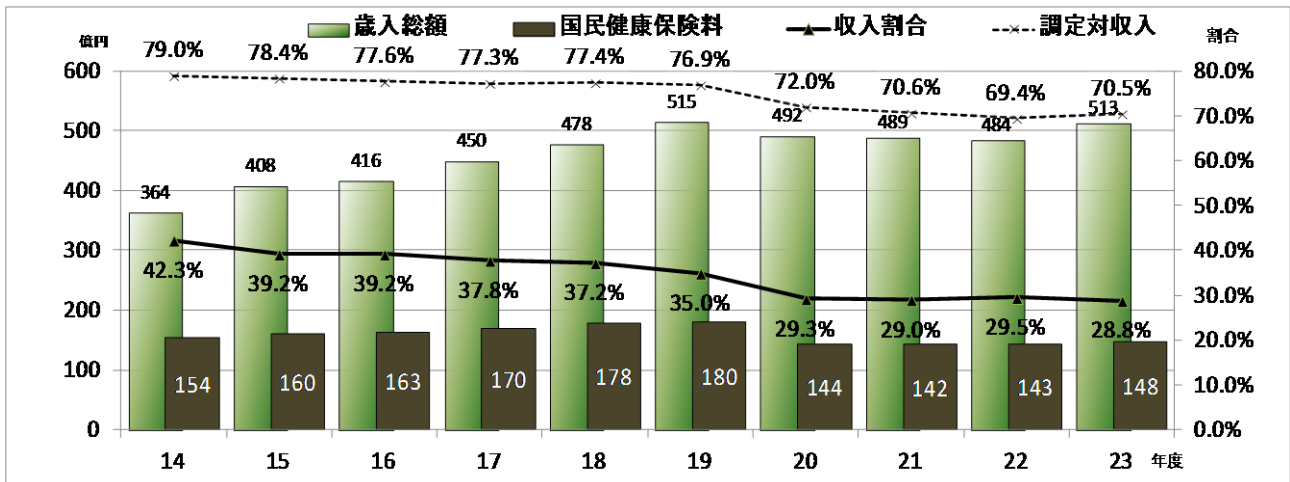
国民健康保険(国保)は、病気やケガなどの不測の事態によって医療のサポートが必要になるときに備えて、加入者(被保険者)がそれぞれの収入に応じてお金(保険料)を出し合い、医療にかかるときの費用などを補助しようという助け合いの制度です。

運営は、杉並区が「保険者」となり、保険料と国からの負担金などを財源として医療給付や「後期高齢者医療制度」への支援金の拠出などの事業を行っています。

〔歳入の状況〕

歳入規模は、被保険者の後期高齢者制度が発足した平成20年度から微減傾向で推移していましたが、平成23年度は増加に転じ、後期高齢者制度発足前の平成19年度と同規模となりました。

【 図－1 歳入決算額に占める保険料収入と割合の推移】



療養給付費等交付金と前期高齢者交付金の増加による6%の増

- 主な収入のうち、国民健康保険料収入は、平成19年度まで増加傾向にありましたが、平成20年度に後期高齢者医療制度が発足し、被保険者数が減少したことなどにより、10年前の平成14年度と同規模で推移しています。
- 平成23年度は、保険料賦課の所得割算定方式を「住民税方式」から「旧ただし書き方式」に変更し一定の基準に基づき減額する経過措置を行いました。
- 国民健康保険料(現年分)は、平成23年度に基礎賦課分93億円、介護納付金賦課額11億円、後期高齢者支援賦課額29億円を収入しました。なお、平成23年度の保険料収納率は、一般被保険者の現年分は、82.4%、退職被保険者の現年分は、96.2%となりました。
- 平成19年度まで35%以上あった歳入決算額に占める保険料収入構成割合は、平成20年度から30%程度となりました。これは、医療制度改正により前期高齢者交付金が新たに創設され、保険料算定の基礎となる賦課総額が減額になったためです。平成23年度では、前期高齢者交付金を86億円収入しました。
- 退職医療制度に基づく療養給付費等交付金は、平成20年度から減少し平成22年度では2億円となりましたが、平成23年度は13億円となりました。

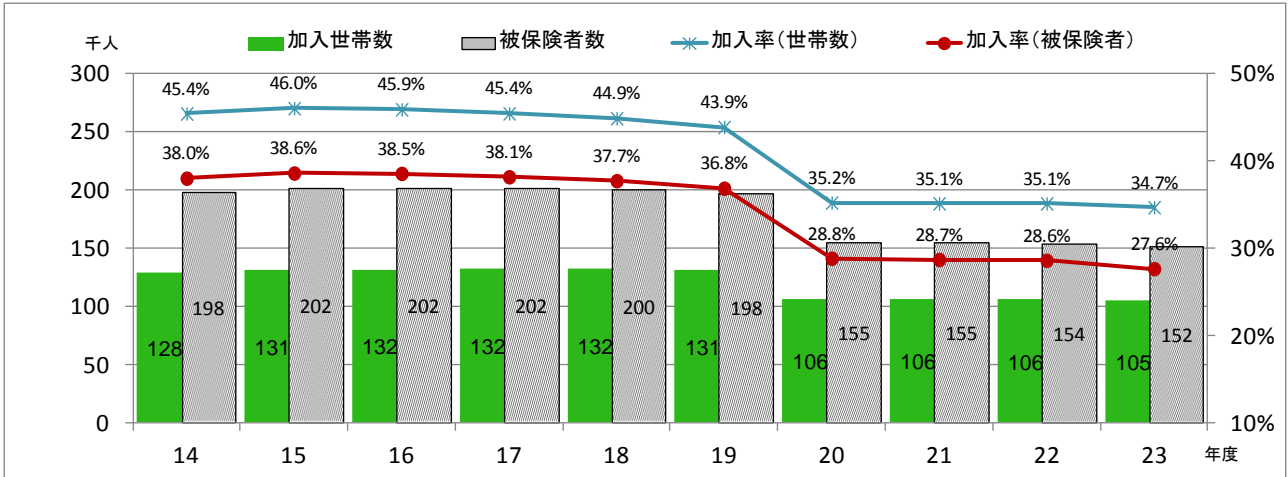
(10頁の1-4 特別会計(1) 国民健康保険事業会計 歳入を参照)

〔歳出の状況〕

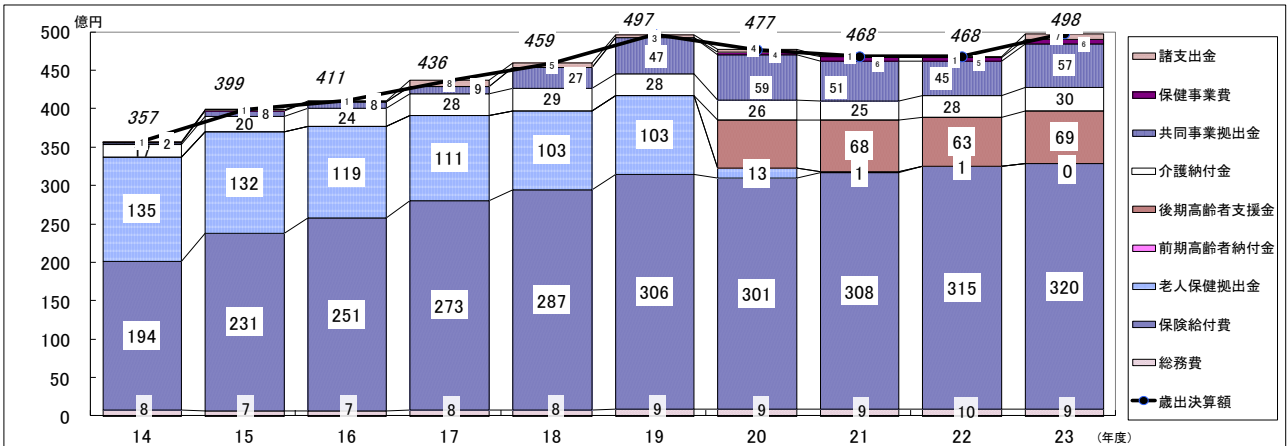
歳出決算額は、下図－2のとおり、平成20年度の477億円から減少に転じていましたが、保険給付費の増などから平成23年度は498億円となり、過去10年間で最高となりました。

制度改正後の平成20年度から国保加入者は区全体の3割程度で推移しています。

【図－1 加入世帯、被保険者数の推移】



【図－2 歳出決算額の内訳(款別)の推移】



※ 科目(款)毎に金額の端数処理をしているため、合計と合わない場合があります。

歳出決算規模は前年度と比べ6.5%増

- 老人保健拠出金に変わる後期高齢者支援金は、69億円で前年度より6億円増加しました。平成19年度の老人保健拠出金103億円と比べると34億円の減となります。一方、医療費に係る保険給付費は320億円で、平成19年度と比べると4.6%の増となっています。
- 後期高齢者医療制度の創設に伴い、前期高齢者(65歳以上75歳未満の方)の医療費について保険者間の不均衡を調整する制度として、国保加入被保険者数に応じて支出する前期高齢者納付金と、前期高齢者の被保険者数に応じて交付される前期高齢者交付金が設けられました。年度間の調整等により、前期高齢者納付金は前年度とほぼ同額となりました。
- 歳出決算額に対する歳入不足分は、一般会計からの繰入金で賄っていますが、平成23年度は、この10年間で最も多かった平成22年度より16億円少ない53億円でした。

(4) 介護保険事業会計

〔制度のあらまし〕

介護保険制度は、高齢者が介護を必要とする状態になっても、その人の尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した生活を送れるよう、高齢者介護を社会全体で支え合う制度です。

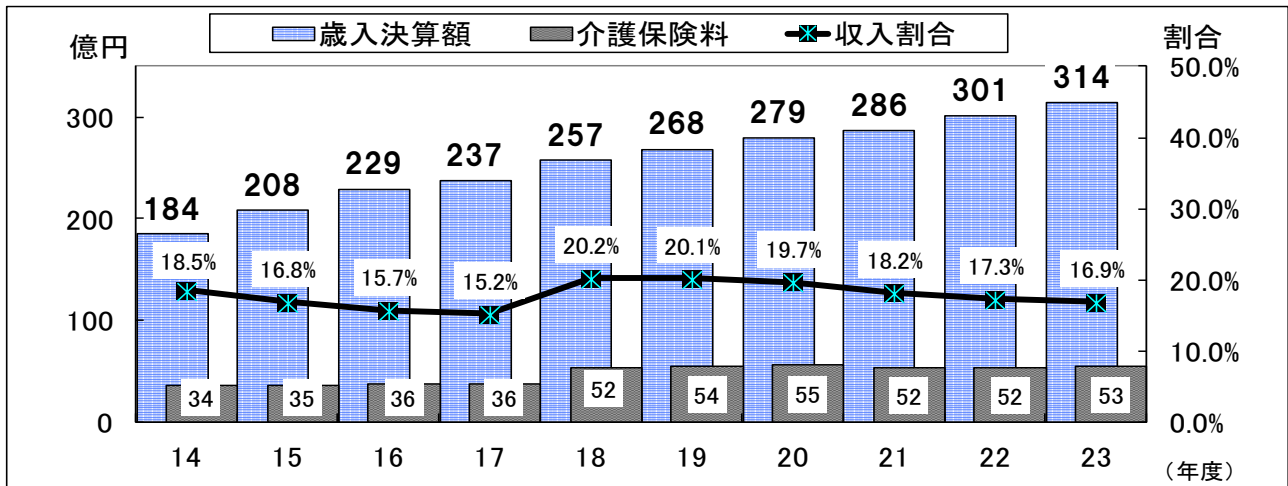
この保険は、利用者自身による選択、主体性の尊重を基本として、高齢者の介護に関する福祉サービスと保険医療サービスを総合的かつ一体的に提供することを目的としています。また、多様な民間事業者の参入促進により、効率的で良質なサービスの提供に努めています。

杉並区が「保険者」として制度を運営しており、介護(予防)給付等の事業に必要な費用は、介護保険料と公費(国、都、区)を財源としています。

〔歳入の状況〕

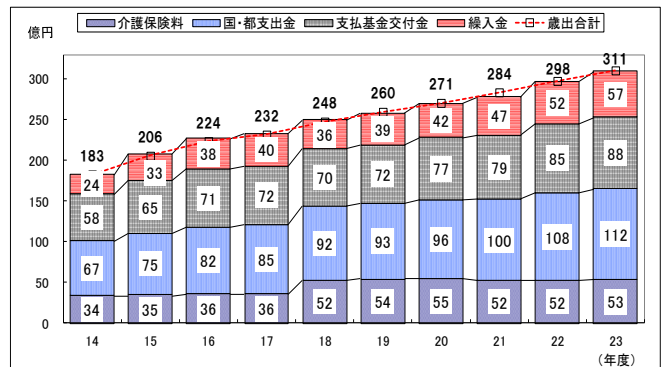
歳入決算額は、平成12年度の制度創設以来10年間増え続けており、平成23年度は314億円となりました。第1号被保険者介護保険料(65歳以上)は、過去6年間50億円台前半を推移しています。国・都支出金、支払基金交付金、繰入金は負担割合に応じて増加しました。

【図-1 歳入決算額に占める保険料収入と割合の推移】



第1号被保険者介護保険料収入は前年度並で推移。

- 平成23年度の保険料基準月額が4千円で、平成21年度から23年度までは第4期介護保険事業計画期間として、同じ保険料設定をしています。保険料収納率は、94.7%(前年度94.5%)でした。保険料総額は、前年度並の53億円でしたが、歳入総額に占める収入割合は、16.9%と年々減少しています。
- 第4期介護保険事業計画では、介護給付費準備基金や介護従事者処遇改善臨時特例基金を取崩して第1号被保険者保険料に充て保険料が上がらないように抑制しています。平成23年度は9億円を取り崩しました。
- 歳入決算額のうち、支払基金交付金とは、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。



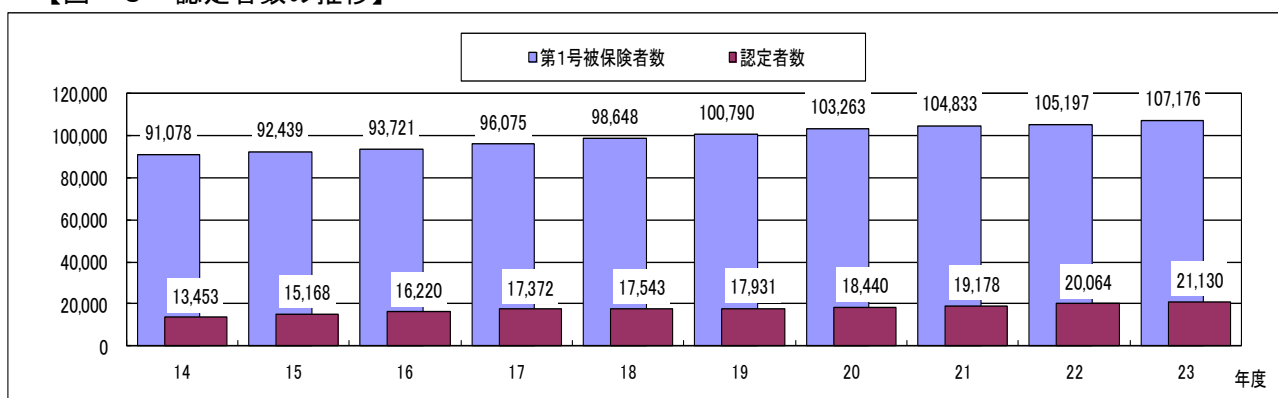
【図-2 歳出決算と歳入内訳】

〔歳出の状況〕

平成 23 年度歳出決算額は、保険給付費が 292 億円で歳出全体の 93.9%となり、前年度より 13 億円増加しました。

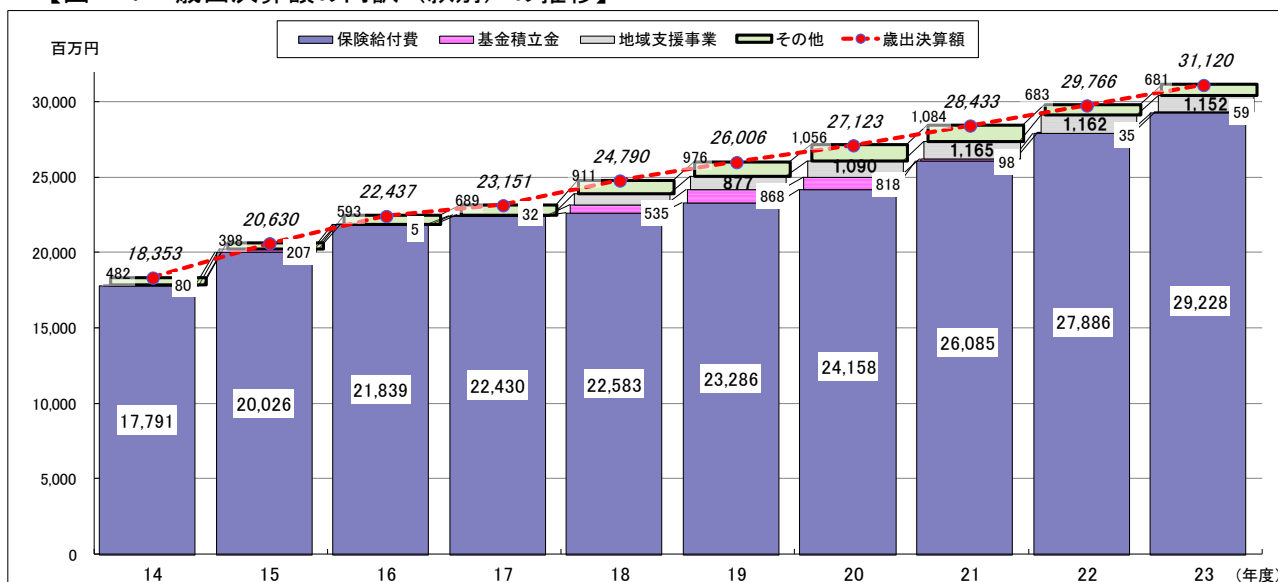
認定者数、介護サービス利用者数の増加に伴い保険給付費が増

【図－3 認定者数の推移】



- 第1号被保険者数や認定者数は年々増加しており、さらに第1号被保険者数に対する認定者数の割合は、平成14年度の14.8%に対し平成23年度は19.7%となりました。

【図－4 歳出決算額の内訳（款別）の推移】



※科目(款)毎に金額の端数処理をしているため、合計と合わない場合があります。

- 平成23年度歳出決算額は、保険給付費が292億円で全体の93.9%となり、前年度より13億円増加しました。保険給付費の主な支出としては、介護サービス等の支給が261億円(12億円増)、介護予防サービス等の支給が17億円(1億円増)、高額介護サービス等の支給が6億円(増減なし)でした。

(5) 後期高齢者医療事業会計

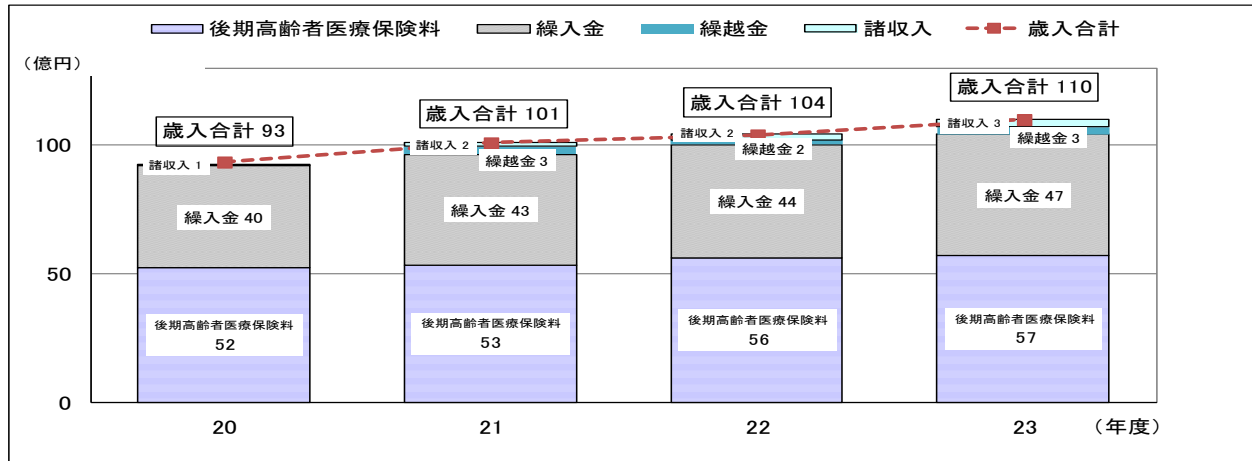
〔制度のあらまし〕

後期高齢者医療制度は、国の医療制度改革の一環として平成 20 年度から開設された制度で、75 歳以上（一定の障害がある方は 65 歳以上）の方を対象にしています。

医療給付に係る経費の財源構成は、公費（国・都・区市町村が約 5 割）と現役世代からの支援（各医療保険の負担が約 4 割）のほか、後期高齢者自らが負担する保険料（約 1 割）となっています。

運営主体（保険者）は、都内の区市町村で構成される東京都後期高齢者医療広域連合です。広域連合は、保険料の決定、資格管理、医療給付等を行い、区は、保険料の徴収のほか、被保険者証の引渡し、各種申請・届出の受付と保健事業として健康診査や保養施設の借上げを行っています。

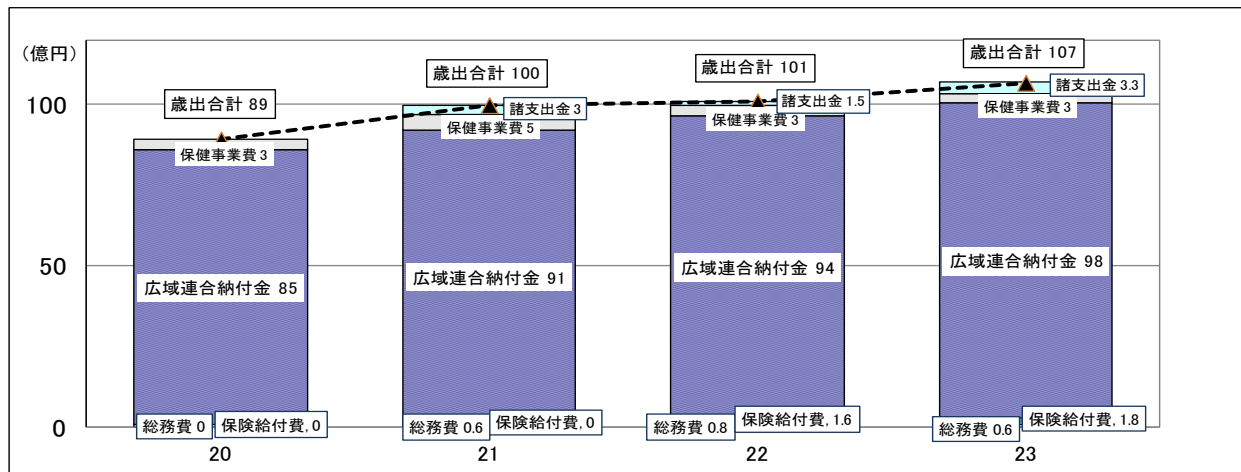
【図－1 歳入決算額の推移】



後期高齢者保険料収入率 98.6%。歳出決算額は 110 億円に。

- 制度が発足して 4 年目となる平成 23 年度は、前年度と比べて 5.1%増加し、110 億円の収入となりました。
- 後期高齢者保険料収入は 52 億円→53 億円→56 億円→57 億円と確実に伸びています。繰入金とあわせた収入構成割合は、99.2%→95.0%→95.9%→94.6%と推移しました。

【図－2 歳出決算額の内訳（款別）の推移】



- 平成 23 年度の歳出決算額は、前年度と比べて 5.7%増の 107 億円となりました。主な内容は、区が徴収した保険料を含む東京都後期高齢者医療広域連合への納付金 98 億円です。平成 22 年度から新たに保険給付費が創設され、葬祭費の支給を行いました。
- 諸支出金は、一般会計への繰出金 3 億円、保険料の還付 0.1 億円を支出しました。
- 保健事業は、健康診査や夏季期間の保養施設の借上げ料金助成を行いました。

